

平成11年度

一般会計 特別会計 決算認定

続いて、平成12年度一般会計
補正予算や町道路線の認定、新
潟地域広域市町村圏協議会規約
の変更などの議案が可決。また、
21日から25日まで、現地調査を
含めて決算審査特別委員会が開
かれ、平成11年度一般会計・特
別会計・水道会計のそれぞれの
決算について審査。26日は各常
任委員会で付託案件が審議さ
れ、最終日の28日、平成11年度

横越町議会9月定例会が、9
月20日から28日の9日間の会期
で開催されました。
初日には、一般質問に5名の
議員が立ち、学校給食米への地
場産米使用、開発行為のもたら
す住環境への影響、他市町村と
の職員交流、青少年健全育成の
取り組み、中学校校舎改築計画
などについて町長に質問しまし
た。



祝 長寿 今年の75歳以上の対象者は967名

9月15日、町内6会場で敬老
会が開催されました。
今年の対象者(呼び75歳以上、
大正15年12月31日以前に生まれ
た方)は967名。
二本木会場は、今年2月に
オープンした二本木地区コミュニ
ティセンターで初めて敬老会
が行われ、50名ほどが出席。
はじめに谷井自治会長から
「敗戦から55年。日本の経済成
長に汗を流してきた皆さん、大

変ご苦労さまでした」とのあい
さつに続き、浅見町長から「皆
さんはこれまでご苦労されて社
会を作つてきました。少子高齢
化を迎え、町では皆さんのが幸せ
な長寿を願い、みんなで支え合
わなければなりません」とお祝
いの言葉があり、町や社会福祉
協議会から記念品が贈られまし
た。これに対し出席者を代表し
て原清衛さんから「心温まる催
しに感謝します。今後ともひと

りひとり健康に留意し、交通安全
全に努め、元気に過ごしていき
たいと思います」と感謝の気持
ちが述べられました。
その後、料理を味わいながら、
協議会による民謡や地元有志に
よる三味線・折りたたみステッ
キなどが当たるお楽しみ抽選会
などいろいろなアトラクション
を楽しみ、にぎやかな雰囲気の
中で長寿を祝いました。

10月1日から全国一斉に、赤
い羽根共同募金運動が始まりま
す。赤い羽根共同募金運動は、皆
さまのやさしい心に支えられ
て、今年で54回目を迎えました。
今年の目標額は、赤い羽根募
金の205万7千円と歳末たす
けあり募金の55万円を合わせて
260万7千円となりました。
後日、各地区長さん、隣組

念品として座布団50枚の寄贈が
町社会福祉協議会にありました。
大変ありがとうございました。

一般会計決算や特別会計決算な
ど6件について認定され、閉会
しました。
おもな議案
(第3号)
■平成12年度一般会計補正予算
当就学前特別給付1、430万
円、園芸振興費複合部門導入支
援事業補助金229万円、役場

仲村 正氏(二本木 69歳)
中川 得美氏(小杉 70歳)
大竹真理子氏(二本木 51歳)
■教育委員会委員の任命につ
いて
(11月号に掲載予定)

前及び町道211号線県道交差
点信号機塗装工事100万円な
どを追加、小学校工事請負費1
10万円などを減額しました。
■平成11年度一般会計決算
(11月号に掲載予定)

平成11年度国民健康保険をは
じめ老人保健、下水道事業、
家畜診療所の各特別会計決
算、水道事業会計決算

国税職員は、顔写真を貼付
した身分証明書を携帯しています
ので、提示を求め確認するほか、
不審な点がありましたら、その
場で税務署または国税局にお問
い合わせください。

注意ください。
國税職員でない者が、税務職
員による税務調査と称して、個
人の情報を探き出そうとした
り、現金等の資産を確認したり
する場合がありますので、ご
注意ください。

にせ税務職員に
ご注意を!



10月は
土地月間

平成12年度共同募金目標額 260万7,000円

みなさんのご協力をお願いします

土地取引を行つたら…

大規模な土地取引を行つたら

届出を行つたら…

届出をしなかつたら…



次の場合には、国土利用計画
法違反となり、6ヶ月以下の懲
役または100万円以下の罰金
に処せられる場合があります。
(1)届出が必要であるにもかかわ
らず、契約締結後2週間以内
に届出をしなかつた場合
(2)届出について虚偽の届出をし
た場合

1項の規定により、大規模
な土地について売買等の取
引をした場合は、土地の権
利取得者(売買の場合は買
主)は、土地の利用目的、
取引価格等を契約締結後2
週間以内に土地の所在する
市役所または町村役場を通
じて県知事に届け出る必要
があります。

県知事は、適正かつ合理的な
土地利用を図るため、届出のあ
った土地の利用目的に関し必要
な助言・勧告等を行う場合があ
ります。

▼問い合わせ 建設企業課
☎ 385-2111

国土利用計画法第23条第
1項の規定により、大規模
な土地について売買等の取
引をした場合は、土地の権
利取得者(売買の場合は買
主)は、土地の利用目的、
取引価格等を契約締結後2
週間以内に土地の所在する
市役所または町村役場を通
じて県知事に届け出る必要
があります。

県知事は、適正かつ合理的な
土地利用を図るため、届出のあ
った土地の利用目的に関し必要
な助言・勧告等を行う場合があ
ります。

▼問い合わせ 建設企業課
☎ 385-2111

消費税は、消費者が負担している税です。納期限までにきちんと納付しましょう。



▼関東信越国税局
☎ 0229-2151

▼新潟税務署
☎ 0248-600-3111